

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市公園法			法令番号	昭和31年法律第79号			
手続名	公園管理者以外の者の公園施設の設置の許可、 許可事項の変更の許可			根拠条項	第5条第2項			
審査基準	<p>① 法令に定められた「公園施設」であること。（都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条）</p> <p>② 法令に定められた公園施設の設置基準を満たしていること。（都市公園法第4条、都市公園施行令第6条）</p> <p>③ 法令に定められた公園施設に関する制限を満たしていること。（都市公園法施行令第8条）</p> <p>④ 公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの及び当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるものに限る。</p> <p>⑤ 一般の利用に供するものであること。</p> <p>⑥ 公衆の自由な利用に供されるべき都市公園の本来の使命に影響を及ぼすものでないもの。</p> <p>⑦ その利用について、入場料その他の料金を徴収し、又は物品の販売を行うものについては、料金の額又は物品の種類及び価格等が適正なものであり、かつ、都市公園本来の使命から逸脱しないものであること。</p> <p>⑧ 公園施設として適切な運営、管理がなされるものであること。</p>							
	受付機関	指定管理者	処理機関	所管の土木事務所	交付機関	所管の土木事務所	標準処理期間 10（30）日 標準経由期間 -（20）日	目次 No.